

国民健康保険に加入していますか？

職場の健康保険に加入していない人で、外国人登録を行い、入国時において、入国管理法によって決定された在留期間が1年以上あるいは1年以上日本に滞在すると認められる人は、国民健康保険に加入しなければなりません。手続きは14日以内にしてください。

国民健康保険に加入すると？

医療機関の窓口で国民健康保険証を提示すれば、医療費(保険診療分)の30%の負担で、診療を受けることができます。(お子さんの病気やケガで病院にかかる場合も同じです。)

国民健康保険の保険料(税)

国民健康保険は世帯ごとに参加し、参加している人の人数や収入に応じて保険料(税)が決まり、その年の4月から翌年3月の1年間の保険料(税)を、その年の6月から翌年3月の間に10回に分けて支払います。

※問い合わせ先 各区の保険年金課保険担当

葵区 TEL 054-221-1070 FAX 054-254-2216

駿河区 TEL 054-287-8621 FAX 054-287-8705

清水区 TEL 054-354-2141 FAX 054-353-7520

蒲原支所住民生活担当 TEL 054-385-7780

由比支所 TEL 054-376-0118

⑦ 安全面で守りたいこと。

- ・道路への飛び出しはやめましょう。
- ・廊下は走らないようにしましょう。



- ・危険な場所には入らないようにしましょう。



- ・不審者について行かないようにしましょう。

危険だと思ったら、大声をあげて逃げましょう。

※日頃から「防犯ブザー」をランドセルなどに付けておくとよいでしょう。

